

意見検討結果一覧表
 （案名：県議会議員の定数等の見直しについて）

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果（県議会の考え方）	決定への 反映状況
1	見直し内容			
1	県議会の見直し案を重く受け止める。	1	公職選挙法第15条第8項の規定により、各選挙区の定数は人口に比例して定めることとされており、選挙区の見直しを行わない場合、久慈、二戸、九戸選挙区はそれぞれ定数1（3選挙区で定数3）となることから、県北地域の選挙区の定数を一定数確保するため、見直しを行ったものです。 また、一人区は無競争の傾向があり、無投票により住民の関心が薄れる恐れがあることから、できるだけ一人区を解消する方向で検討したものであり、選挙区を見直すことで、複数人で地域を見ることにより、地域の意見をより反映することができると考えたものです。	C(趣旨同一)
2	特に意見なし	10		C(趣旨同一)
3	見直しに反対。現状どおりとするべき。	54		E(対応困難)
4	新しい選挙区にするには有権者の理解が必要であり、現在の選挙区を維持するべき。	0	公職選挙法第15条第8項の規定により、各選挙区の定数は人口に比例して定めることとされており、今回は直近の国勢調査の人口に基づき定数減が見込まれる選挙区の見直しを行うとともに、無投票の傾向がある一人区の解消を主眼として検討したものです。 選挙区及び選挙区ごとの定数の見直しについては、来年9月の選挙実施までに、さらに周知を図りたいと考えています。	D(参考)
5	東日本大震災からの復興もまだ完全に終わっていないことから、しっかり地域を見てくれる議員を1人ずつ配置してほしいので、現状どおりとするべき。	0	できるだけ一人区を解消し、複数人で地域を見ることにより、地域の意見をより反映することができると考え、選挙区を見直すものです。 選挙区及び定数が改正された場合においても、各議員がそれぞれの地域の課題や住民の意向を踏まえて活動を行います。	D(参考)
6	東日本大震災後は無投票選挙区が増えており、震災後の無投票は平時の判断と異なると思うので、もう少し状況を見極めるべき。 一人区以外の選挙区でも無投票が続いたとき、となりの選挙区と一緒にするのはどうか。	1	東日本大震災津波から11年が経過し、災害公営住宅や防災集団移転住宅団地の整備も完了していることから、今回は一定程度人口動態は定まっていると判断し、検討してきたものです。 一人区以外での無投票に関する御意見については、今後の選挙区の状況を踏まえながら、検討の参考とさせていただきます。	D(参考)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果（県議会の考え方）	決定への 反映状況
7	一概に無投票が悪との見解は理解し難く、さらには一人区を一部残す案は不可解である上に、人口減少の中で盛岡選挙区に一増することは理に叶わず、改めて大所高所から抜本的な変更とすべきである。	0	無投票は代表民主制の根幹にかかわる問題として、その解消に努める必要があると考えており、無投票の傾向がある一人区について、今回は広域振興圏や二次医療圏などの生活圏を考慮し、総合的に見直しを検討したものです。 また、各選挙区の定数は、県全体の人口に占める当該選挙区の人口の割合で決まることから、盛岡選挙区においては定数が1増となるものです。	E(対応困難)
8	人口減少を考慮すると、選挙区の再編を考えた方がよいと思うが、町村議会の活動ではなく、あくまでも住民の生活圏を主体に考えるべき。	0	選挙区の設定にあたっては、公職選挙法第15条第7項に基づき、衆議院議員の選挙区、広域振興圏や二次医療圏などの生活圏を参考として、総合的に検討したものです。	C(趣旨同一)
9	見直し案の内容に矛盾点も多いため、今回変更ではなく、整合性を適切に維持していくために、現状維持のまま、優先すべき事項を再検討しながら、議論を深めていくべきである。	0	公職選挙法第15条第8項の規定により、各選挙区の定数は人口に比例して定めることとされており、今回は直近の国勢調査の人口に基づき定数減が見込まれる選挙区の見直しを行うとともに、無投票の傾向がある一人区の解消を主眼として検討したものです。	E(対応困難)
10	県北地区の現在の3選挙区を維持してほしい。	7	公職選挙法第15条第8項の規定により、各選挙区の定数は人口に比例して定めることとされており、選挙区の見直しを行わない場合、久慈、二戸、九戸選挙区はそれぞれ定数1（3選挙区で定数3）となります。	E(対応困難)
11	県北地域の多様な声を県政に届けるとともに、力強く県北振興を推進し、県土の均衡ある発展を実現するため、県北地域の選挙区における議員定数の維持について強く希望する。 素案で示されている選挙区の変更がある場合、ただし書きを適用するなど、激変緩和措置を講じる必要がある。	2	九戸選挙区を分割し、洋野町を久慈選挙区、軽米町及び九戸村を二戸選挙区として、それぞれ定数2（2選挙区で定数4）にする見直しをすることで、県北振興に資すると考えています。	E(対応困難)
12	県内でも地域振興が遅れている県北地域の議員を減らすと、地域の声が届かなくなり、さらに地域振興が遅れ、地域格差が広がるので、現在の選挙区、定数を維持してほしい。	9		E(対応困難)
13	九戸選挙区を分割し、久慈・二戸選挙区と合区した場合、従来の久慈・二戸選挙区が有利な状況になり、九戸選挙区内の地域が抱える課題を県政に届けにくくなることや台風災害等の対応が遅くなる心配がある。地域振興の面から現状どおりの選挙区にすべき。	5		E(対応困難)
14	選挙区が見直しされれば、今まで支持してきた人に投票できなくなるので現状どおりの選挙区を強く要望する。	1		E(対応困難)
15	二戸地区は、二戸市で一選挙区（定員1）、一戸町、軽米町、九戸村で一選挙区（定員1）とし、久慈、九戸選挙区は現行どおりの選挙区定数を望む。	0	選挙区の設定にあたっては、一人区は無競争の傾向があり、無投票により住民の関心が薄れる恐れがあることから、できるだけ一人区を解消するとの考えのもと、選挙区を見直すものです。	E(対応困難)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果（県議会の考え方）	決定への 反映状況
16	人口が減少している盛岡選挙区の議員数が現状よりも増えることに疑問を感じる。九戸選挙区は以前も定数を減らしていることから、現状どおりの選挙区でやってほしい。	2	公職選挙法第15条第8項の規定により、各選挙区の定数は人口に比例して定めることとされており、選挙区の見直しを行わない場合、盛岡選挙区は定数12、久慈、二戸、九戸選挙区はそれぞれ定数1（3選挙区で定数3）となります。 盛岡選挙区は従前から人口比例定数が11人であり、県北に1人調整して配分していたものであり、今回は盛岡選挙区の2増と県北地域の選挙区の減を踏まえて、県北地域の議員定数を確保するため、選挙区を見直すものです。	E(対応困難)
17	総定数を維持する理由を、①議員一人当たりの面積が広くなり、有権者の声が届かなくなる懸念があること、②県北、沿岸の定数が減った場合、県土の均衡発展に支障が生じる恐れがあることとしているが、県北の選挙区の見直しは、県北の議員の定数を減らし、一人あたりの面積を広くすることになり、総定数を維持した理由に反するのではないか。	1	各選挙区の定数は人口に比例して定めることとされており、選挙区の見直しを行わない場合、久慈、二戸、九戸選挙区はそれぞれ定数1（3選挙区で定数3）となることから、県北地域の選挙区の定数を一定程度確保し、議員一人当たりの面積が広がらないよう選挙区の見直しを行うものです。	F(その他)
2 見直し後の選挙実施時期				
18	新しい選挙区にするには、十分な周知期間や有権者の理解が必要であり、一年程度の周知期間は短すぎる。区割り変更は、次回からではなく、一定期間の猶予をとるべき。	2	過去の選挙区見直しの際にも周知期間を一年程度確保して行っているものであり、今回も同様に進めることとしています。 選挙区及び選挙区ごとの定数の見直しについては、来年9月の選挙実施までに、さらに周知を図りたいと考えています。	E(対応困難)
19	「北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクト」を推進するためには、地域課題に精通した県議会議員が、地域の多様な声を県政へ届け、施策、予算等の審議に取り組んでいただく必要があることから、現「いわて県民計画」の計画期間である2028年（令和10年）までは、現在の選挙区及び定数の維持を求める。	0	選挙区及び定数が改正された場合においても、各議員がそれぞれの地域の課題や住民の意向を踏まえて活動を行います。	D(参考)
20	県議会議員の定数等の見直しについて、必要性は充分認識しているが、県民に周知する時間も必要と考える。今回、見直し案をつくり、区割り変更等について県民への周知期間を確保するため、次の次の選挙から実施することを望む。	9	過去の選挙区見直しの際にも周知期間を一年程度確保して行っているものであり、今回も同様に進めることとしています。 選挙区及び選挙区ごとの定数の見直しについては、来年9月の選挙実施までに、さらに周知を図りたいと考えています。	E(対応困難)
21	定数見直しの周知が不十分のままに決定し、来年選挙するのは納得がいかない。地元住民に対して説明やアンケートをとって意見を聞き、納得するような決め方をしてほしい。パブリックコメントの募集をしていることを知らない人が周りに沢山いる。	5	パブリック・コメントには、135名の多くの個人の方から意見が寄せられ、一定程度、周知されたものと認識しています。 選挙区及び選挙区ごとの定数の見直しについては、来年9月の選挙実施までに、さらに周知を図りたいと考えています。	E(対応困難)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果（県議会の考え方）	決定への 反映状況
3 見直しの考え方				
(1) 総定数について				
22	現行数48議席は妥当な定数であり賛成。	0	総定数については、定数を削減した場合、議員一人当たりの面積が広くなり、有権者の声が届かなくなる懸念があること、過去の法定上限定数49人を下回っていること等の理由により現行の定数を維持することとしたものです。	C(趣旨同一)
23	総定数減らすほうがよい。昨今、新型コロナウイルス感染症、燃油高騰、食料品の値上げで県民みんなが大変なとき、議員だけ現状維持とはいかがなものか。	0		E(対応困難)
24	総定数が48人のままであれば県北の議員定数を現状維持とするか、総定数を減らして県北から1減すべき。	1		E(対応困難)
(2) 選挙区の設定について				
25	岩手県の広大な県土には集落が点在しており、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮すれば、単純に国勢調査人口により判断することは適切ではないと考える。市町村の健全な発展と地域の実情を適切に反映する選挙を実施するため、広域行政圏域や住民の生活圏域を考慮し進められたい。	0	選挙区の設定にあたっては、公職選挙法第15条第7項に基づき、衆議院議員の選挙区、広域振興圏や二次医療圏の状況などの生活圏を参考として、総合的に検討したものです。	C(趣旨同一)
26	人口配分を基本としながらも、人口減少のスピード、地域間格差、市町村数と県議数、4つの広域振興圏の振興度合い等の地域の状況も勘案し検討をさらに深めてほしい。	5		C(趣旨同一)
27	東日本大震災以降、これまでどおりやってきたので、選挙区を変える必要は無く、議員定数を減らすことに反対。	0	公職選挙法第15条第8項の規定により、各選挙区の定数は人口に比例して定めることとされており、今回は直近の国勢調査の人口に基づき定数減が見込まれる選挙区の見直しを行うとともに、無投票の傾向がある一人区の解消を主眼として検討したものです。	E(対応困難)
28	現在のコロナ禍は災害同様の扱いになると思うので、現状どおりのままの選挙区にしてほしい。	0		E(対応困難)
29	人口よりも面積を基準に定数の見直しをしていただきたい。そうでなければ、県北地域のように急速な人口減少のところは、これ以上遅れが出ないような配慮を願いたい。	0	公職選挙法第15条第8項の規定により、各選挙区の定数は人口に比例して定めることとされています。また、選挙区及び定数が改正された場合においても、各議員がそれぞれの地域の課題や住民の意向を踏まえて活動を行っていきます。	D(参考)
30	市町村合併していない地域を単純に人口配分のみで選挙区設定を行うことは、地域の声が届くことにならない。	1		D(参考)
ア 一人区のあり方				
31	一人区解消は投票行為を促進する目的でもあり、公選法の趣旨に合致することから賛成	0	一人区は無競争の傾向があり、無投票により住民の関心が薄れる恐れがあることから、選挙区の設定にあたっては、できるだけ一人区を解消する必要があると考えています。	C(趣旨同一)
32	一人区を容認し、地域の振興度を見ながら選挙区を設定すべき。	3		E(対応困難)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果（県議会の考え方）	決定への 反映状況
33	複数人区においても無投票選挙区はあり、一人区の解消が問題解決になるとは思えない。住民の無関心の核心は違うところにあると思う。	1	総務省の資料によると一人区は無投票の割合が高いことから、投票の機会を得られるような環境とするため、できるだけ一人区を解消する方向で選挙区の見直しを行うものです。 地方議会に対する住民の関心低下や、議員のなり手不足などの課題もあることから、県議会議員への理解促進に向けた取組も行っていきます。	D(参考)
34	無投票になることは議員に対する地域の信頼でもある。また、水面下での競争が常に働いている結果である。	1		F(その他)
35	一人区の解消を目指すのであれば、遠野選挙区はなぜ現状維持なのか。全ての一人区を対象に検討すべき。	2	遠野選挙区は配当基数が1以上で、合区できる選挙区が陸前高田選挙区となるが、生活圏が異なり、今回は大船渡選挙区と陸前高田選挙区が合区することとしたことから現状維持とするものです。	E(対応困難)
36	東日本大震災後は、市町村長や市町村議会も無競争か少数での選挙となる傾向が続いたので、無競争の選挙区について、平時でない時期をカウントせず、もう少し様子を見るべき。	1	一人区の見直しについては、前任期の検討時から課題とされてきたものであり、直近の国勢調査の人口により、さらに一人区が増える見込みとなったことから見直すこととしたものです。	E(対応困難)
ア（ア）大船渡、陸前高田選挙区				
37	大船渡、陸前高田選挙区の合区は、地域の各分野活動の活性化の起爆剤になり、新たな連携強化による活動が生まれる可能性があり、非常に評価できる。	0	大船渡、陸前高田選挙区は同じ気仙地域であり、地域の一体的なつながりを保ちつつ、一人区を解消できると考えています。	C(趣旨同一)
ア（イ）遠野選挙区				
38	遠野選挙区において、現状維持とする方針に賛同する。今後も地域性、地理的要因等も十分考慮した上で、慎重に検討していただきたい。	1	選挙区の設定にあたっては、公職選挙法第15条第7項に基づき、衆議院議員の選挙区、広域振興圏や二次医療圏の状況などの生活圏を参考とするほか、地域性等も十分考慮しながら、慎重に検討していきます。	C(趣旨同一)
ア（ウ）久慈、二戸、九戸選挙区				
39	久慈、二戸、九戸選挙区については、そもそも平成の大合併により、二戸市と浄法寺町合併、大野村、種市町合併、山形村久慈市と合併により郡制の形は崩れている。公選法改正はまさにこのような地域の新たな連携を模索する法改正であり、2選挙区に統合する案に賛成。	0	各選挙区の定数は人口に比例して定めることとされており、選挙区の見直しを行わない場合、久慈、二戸、九戸選挙区はそれぞれ定数1（3選挙区で定数3）となることから、久慈、二戸選挙区がそれぞれ定数2（2選挙区で定数4）となるよう選挙区の見直しものです。 見直しにあたっては、広域振興圏や二次医療圏などの生活圏を参考として、総合的に検討したものです。	C(趣旨同一)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果（県議会の考え方）	決定への 反映状況
40	総定数を現状維持とした理由と九戸選挙区を分割し、久慈と二戸選挙区を二人にする見直し案は一致しない様にみえる。	0	各選挙区の定数は人口に比例して定めることとされており、選挙区の見直しを行わない場合、久慈、二戸、九戸選挙区はそれぞれ定数1（3選挙区で定数3）となることから、久慈、二戸選挙区の定数2（2選挙区で定数4）を確保し、議員一人当たりの面積が広がらないよう選挙区の見直しを行うものです。	F(その他)
41	3選挙区の区割等見直しにより、定数が3人から4人に増えるのは、県北振興を願う住民には有難いことにも思えるが、長年選挙区内の住民と深く関わってきた選出議員にとっては、それまでのつながりが断たれ、住民は県政への意見・提言・要望等も途絶えがちになるのは避けられない。定数増のメリット以上に失われるデメリットが勝ると思われるため、今回の定数見直しには反対。	0	選挙区及び定数が改正された場合においても、各議員がそれぞれの地域の課題や住民の意向を踏まえて活動を行います。	D(参考)
42	人口を基準に議員の定数を配置すると、九戸選挙区のように人口が減少している地域は、議員が減少し、1人当たりの面積が増え、地域の声が県政に反映されなくなる恐れがある。格差を是正し、県土の均衡ある発展のためにも、もっと遅れている地域に配慮すべきで、九戸選挙区の解消については、再度検討していただきたい。	8	各選挙区の定数は人口に比例して定めることとされており、選挙区の見直しを行わない場合、久慈、二戸、九戸選挙区はそれぞれ定数1（3選挙区で定数3）となることから、久慈、二戸選挙区の定数2（2選挙区で定数4）を確保し、議員一人当たりの面積が広がらないよう選挙区の見直しを行うものです。 選挙区及び定数が改正された場合においても、各議員がそれぞれの地域の課題や住民の意向を踏まえて活動を行います。	E(対応困難)
43	カシオペア連邦はあくまで地域活動の一つの形であって、県の組織の一部と認知されているわけではなく、県全体との直接的な関連性はない。県全体の選挙区選考に用いるのは適切でない。	0	選挙区の設定にあたっては、公職選挙法第15条第7項に基づき、衆議院議員の選挙区、広域振興圏や二次医療圏の状況などの生活圏を参考として、総合的に検討し、県北地域の選挙区の定数を一定程度確保しています。	F(その他)
44	九戸選挙区を分割し久慈と二戸に分ける発想が非常におかしい。なぜこのような議論になるのか全く理解できない。	1		F(その他)
45	九戸選挙区を分割し、洋野町を久慈選挙区に、軽米町及び九戸村を二戸選挙区に合区した場合、選挙では人口の多い市があきらかに有利である。市に議員が集中すると議員がいない町村には陳情等がしにくく、地域間の格差是正が困難になる。	1	各選挙区の定数は人口に比例して定めることとされており、選挙区の見直しを行わない場合、久慈、二戸、九戸選挙区はそれぞれ定数1（3選挙区で定数3）となることから、県北地域の選挙区の定数を一定程度確保しています。 選挙区及び定数が改正された場合においても、各議員がそれぞれの地域の課題や住民の意向を踏まえて活動を行います。	D(参考)
46	九戸選挙区を分割することにより、これまで一つの選挙区として一体感を持っていた地域を分断することになりかねない。 特に九戸選挙区内である洋野町、軽米町は八戸市方面へ通勤・通学する人も多く、久慈市や二戸市の人々とも考え方や岩手県政に期待するものが異なる。	3	選挙区の設定にあたっては、公職選挙法第15条第7項に基づき、衆議院議員の選挙区、広域振興圏や二次医療圏の状況などの生活圏を参考として、総合的に検討し、県北地域の選挙区の定数を一定程度確保しています。	F(その他)

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果（県議会の考え方）	決定への 反映状況
47	北部町村議長会の構成範囲は九戸郡の自治体であり、現状の選挙区と一致するので、九戸選挙区は現状どおりにするべき。	2	北部町村議長会は、九戸選挙区の洋野町、軽米町、九戸村のほか二戸選挙区の二戸郡一戸町、久慈選挙区の九戸郡野田村で構成されています。 選挙区の設定にあたっては、公職選挙法第15条第7項に基づき、衆議院議員の選挙区、広域振興圏や二次医療圏などの生活圏を参考として、総合的に検討したものです。	E(対応困難)
イ 普代村の取り扱い				
48	普代村を久慈選挙区とすべき案に賛成であるが、普代村地元事情もあり、不問(賛成でも反対でもない)	0	検討の過程においては、東部町村議長会の活動等の圏域を踏まえ宮古選挙区のままとするべきという意見と、生活圏や医療、警察、消防等の広域行政を踏まえ久慈選挙区とするべきとの意見があり、今回は慎重に検討するため現状維持としたものです。	C(趣旨同一)
49	普代村を現状通りとする理由が東部町村議長会の活動等となっているが、生活圏や医療、警察、消防等の広域行政では久慈地域であり、普代村のみ慎重に結論をだすという考え方は作為的なものを感じる。	3		F(その他)
(3) 選挙区ごとの定数配分について				
50	現在の3選挙区を維持し、久慈、二戸選挙区にそれぞれただし書きを適用すべき	3	平成27年及び令和元年の選挙においては、東日本大震災津波及び平成28年台風第10号災害からの復興途上であり、復興途上で人口動態が定まらない中、選挙区ごとの定数を変更することは適当ではないとの考えにより、久慈選挙区にただし書きを適用しましたが、今回は特別な事情がないと考えています。	E(対応困難)
51	地域の多様な声を県政に届けるとともに、引き続き、県、地元自治体との連携のもと、力強く県北振興を推進し、県土の均衡ある発展を実現するため、公職選挙法第15条第8項のただし書きを適用して、県北地域の選挙区における議員定数の維持を強く要望する。	6	選挙区及び定数が改正された場合においても、各議員がそれぞれの地域の課題や住民の意向を踏まえて活動を行っていきます。	E(対応困難)
52	九戸選挙区の洋野町を久慈選挙区に、軽米町、九戸村を二戸選挙区に合区した場合、2つの選挙区の差は小さく、どちらにただし書きを適用するか決め手がない	0	久慈選挙区に対しては、平成27年及び令和元年の2回の選挙においてただし書きを適用し定数を増やしましたが、それ以前の例では、ただし書きを適用し定数を増やした選挙区は次の選挙においては定数を減らしています。	C(趣旨同一)
53	全国で32都道府県がただし書きを適用し「地域間の均衡を図る」「バランスを考慮する」「格差是正のため」という理由が多数あり、岩手県の過去の適用事例を見ても、地域間の均衡に差が生じるという判断で、ただし書きを適用している例がある。	0	全選挙区において新型コロナウイルス感染症の影響がありますので、特定の選挙区にただし書きを適用することは適切でないと考えています。	E(対応困難)
54	現在のコロナ禍は災害といえるものであり、ただし書きを適用する理由となりえるのではないかと。	1	東日本大震災津波からの復興が完了したと述べる段階ではありませんが、災害公営住宅や防災集団移転住宅団地の整備も完了していることから、一定程度人口動態は定まっていると判断しています。	F(その他)
55	これまで久慈選挙区にただし書きが適用され、見直し素案では東日本大震災津波など明確な理由がないとしているが、岩手県議会は復興が完了したものと解釈しているのか。	0	平成27年及び令和元年の選挙においては、東日本大震災津波及び平成28年台風第10号災害からの復興途上であり、復興途上で人口動態が定まらない中、選挙区ごとの定数を変更することは適当ではないとの考えにより、久慈選挙区にただし書きを適用しましたが、今回は特別な事情がないと考えています。	E(対応困難)
56	国勢調査の結果で機械的に試算した場合に2増になる盛岡選挙区の定数から、地域間の均衡を図るために久慈選挙区と二戸選挙区に1人ずつ割り振るのが良いと思う。	0		

番号	意見	類似意見 件数(件)	検討結果（県議会の考え方）	決定への 反映状況
57	人口比例で定数配分していく方法は、人口減少が進む中において年を追うごとに地方の議員定数が減ることになる。議員の減少が県政での地域課題の取り上げの減少につながり、地方住民の声が反映されにくくなるのが心配され、地域振興、地域課題解決が遅くなる。	27	公職選挙法第15条第8項の規定により、各選挙区の定数は人口に比例して定めることとされており、選挙区の見直し等により、県全体として適切な配分を検討する必要があると考えています。	D(参考)
58	見直しの案のような単なる人口割で割り振る方法は、地域の課題を解決するため多様な意見を聞き、県土の均衡ある発展という視点が不足している。県北地域は、県内のどの地域より人口減少が進み、課題も多いことから現状維持が適正ではないか	5	選挙区及び定数が改正された場合においても、各議員がそれぞれの地域の課題や住民の意向を踏まえて活動を行っていきます。	D(参考)
(その他)				
59	パブリックコメントの周知も不十分と思うので、拙速に決定をするのではなくさらに検討を深め、住民の理解を得てから判断してほしい。	3	パブリック・コメントには、135名の多くの個人の方から意見が寄せられ、一定程度、周知されたものと認識しています。選挙区及び選挙区ごとの定数の見直しについては、来年9月の選挙実施までに、さらに周知を図りたいと考えています。	D(参考)
60	選挙区が大幅に変わるようなことが地元の住民に周知不足ということは許されないと思う。地元住民に関係ないところで決められている感じで住民軽視そのものではないか。パブリックコメントだけでなく地元説明会の開催やアンケートをとるべき。 次回の選挙ではなく周知期間を十分取って議論して少なくとも激変地区の住民が納得した上でこのことにしてもらいたい。	2		D(参考)
61	一票の格差の是正だけでなく、人口減少、地方(地域)創生を考え、県議会の在り方や果す役割等の観点から、もっともっと議会改革を議論してから定数是正を考えるべき。	0	総定数及び各選挙区の定数は、直近の国勢調査の人口によることとされており、各選挙区の人口の割合に変化もありますので、見直しが必要と考えています。 県議会は、県民を代表する合議制の機関として、議案の審査や各種調査等をしっかりと行い、県民に信頼され、県民の意見を県政に反映させるよう、引き続き取り組んでいきます。	D(参考)
62	選挙をやりたいのであれば65歳以上は立候補を禁止し、令和5年9月以降、任期を二期までにすれば、自然と選挙になると思う。	0	地方議会の選挙は公職選挙法に基づき実施されることとなります。	E(対応困難)
63	資料1において、定数削減の意見に（多数意見）、現状維持の意見に（少数意見）と記載している印象がある。それにより定数削減を正当化しているようにも感じる。意見の結果が実際にそうであれ記載する必要があったのか。印象操作を目的としているのではないか。 意見を出した者が地域性を理解しているのであれば良いが、別の意図を持って訴えているのであれば最終的に不利益を被るのは、そこに住む住人である。	0	見直し（素案）は、多数意見をもとにまとめたものですが、資料1は、検討した項目ごとに検討会議における検討状況をお知らせするため、見直し（素案）の基となった多数意見だけでなく、少数意見を記載したものです。 検討会議の報告書作成にあたっては、記載の方法を見直しすることとします。	B(一部反映)

区分		内容
A(全部反映)	0	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B(一部反映)	1	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C(趣旨同一)	29	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D(参考)	55	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E(対応困難)	151	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F(その他)	17	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)
合計	253	-